2016
No.133
4
広報

ふじさき

みんなで創る 心豊かな 優しいまち

主な内容

まちのわだい……P 2
第１回議会定例会……P 3
介護予防教室に参加しませんか…P 9
ふれあいライフ……P 20
藤崎町いきいき生活大学開校式…P 23
ふじさキッチン……P 24

期待と不安を胸に 旅立ちのとき

明徳中学校平成27年度卒業証書授与式

平成28年第1回　議会定例会

会期 2月29日～3月10日の11日間

審議された議案の案件および内容

■**発議**
- TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書案
- 藤崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償の額等並びにその支給条例の一部を改正する条例案
- 藤崎町議会会議規則の一部を改正する規則案

■**報告**
- 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）

■**諮問**
- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件

■**議案**
- 藤崎町行政不服審査会条例案
- 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 藤崎町職員の退職管理に関する条例案
- 藤崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案
- 藤崎町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
- 藤崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 藤崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 藤崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う関係条例の整備等に関する条例附則第４項の規定によりなおその効力を有するものとされる藤崎町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 藤崎町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 藤崎町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 藤崎町町営住宅条例の一部を改正する条例案
- スポーツプラザ藤崎等の指定管理者の指定の件
- 藤崎町文化センター等の指定管理者の指定の件
- 道路認定の件
- 平成27年度藤崎町一般会計補正予算(第５回)案
- 平成27年度藤崎町国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第４回)案
- 平成27年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算(第３回)案
- 平成27年度藤崎町介護保険(事業勘定)特別会計補正予算(第４回)案
- 平成27年度藤崎町水道事業会計補正予算(第５回)案
- 平成27年度藤崎町下水道事業会計補正予算(第４回)案
- 平成28年度藤崎町一般会計予算案
- 平成28年度藤崎町国民健康保険(事業勘定)特別会計予算案
- 平成28年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案
- 平成28年度藤崎町介護保険(事業勘定)特別会計予算案
- 平成28年度藤崎町水道事業会計予算案
- 平成28年度藤崎町下水道事業会計予算案
- 藤崎町副町長の選任の件

平成28年2月29日から3月10日まで、平成28年第1回藤崎町議会定例会が開かれ、発議3件、報告2件、諮問1件、議案29件について審議され、承認および原案どおり可決し、閉会しました。

補正予算

■**一般会計**
「地方創生加速化交付金事業」や「臨時福祉給付金」、「担い手確保・経営強化支援事業」など国の補正予算に伴う事業の追加を中心に、歳入歳出とも2億8011万4千円が追加されました。

■**特別会計**
- 国民健康保険(事業勘定)特別会計　歳入歳出とも3691万4千円追加
- 後期高齢者医療特別会計　歳入歳出とも492万円減額
- 介護保険(事業勘定)特別会計　歳入歳出とも2万4千円追加
- 水道事業会計
  収益的収支　収入支出とも16万7千円追加
  資本的収支　収入支出とも86万3千円減額
- 下水道事業会計
  収益的収支　収入支出とも615万3千円追加
  資本的収支　収入　1億3200万円追加　支出　1億3798万7千円追加

一般質問

奈良　完治　議員

町政運営について

問　平成28年度の重点政策について
①平成28年度の重点政策は何か
②平成28年度の重点政策を実施する予算について

答　①「町民が主役の活力あるまちづくり」をさらに進めるため、事務事業を見直し、地方創生や人口減少対策などの課題にも積極的に取り組みます。
　「子どもたちが輝くまち」とするため、平成25年度から中学生までを対象としている「乳幼児及び子ども医療費給付事業」を、平成28年度中に所得制限を撤廃し、町に住む全ての中学生までの子どもが無料で医療を受けられるようにします。
　「若い世代の希望をかなえるまち」とするため、子育て情報を「子育てガイドブック」やスマートフォンなどで検索できる「子育て支援ウエブサイト」にまとめるほか、病後の子どもを

2/22 第11回藤崎町社会福祉大会開催
場所：町文化センター

　第11回藤崎町社会福祉大会が開催され、第１部では川柳作家・指笛奏者の寺田 北城 氏による記念講演や町内の小・中学生による福祉作文発表、町社会福祉協議会職員による寸劇披露が行われました。また第２部では、町の福祉増進や福祉向上など功績のあった個人や団体が表彰されました。

2/26 事故のない社会を願って
場所：グループホームさんふじ

　グループホームさんふじの入居者が、交通安全を祈願して作ったマスコットを町交通安全母の会へ贈呈しました。贈呈されたマスコットは、町の交通安全啓発活動で配布される予定です。

2/28 安心安全な町の実現を目指して
場所：富柳地区コミュニティ消防センター

　富柳地区コミュニティ消防センターに新しいポンプ車が整備され、「藤崎町消防団第21分団小型動力ポンプ付積載車入魂式」が取り行われました。消防団員たちは地域の安全を守るため、決意を新たにしていました。

2/21 絶品なべ料理が集結！
場所：藤崎駅前通り

　藤崎停車場通りけやぐ組主催による鍋料理のグランプリを決める「第７回なべワンーグランプリin停車場通り」が開催されました。各店舗が自慢の鍋料理を出品し、来場者の割りばしによる投票の結果、藤崎中央小親の会による「宇宙人鍋」が見事グランプリを勝ち取りました。

2/21 ふじさき検定答え合わせツアー開催！
場所：藤崎町内各地

　１月31日に開催されたふじさき検定で出題された場所をめぐる「ふじさき検定答え合わせツアー」が開催され、検定受検者13名が参加しました。関係者からの詳しい話や貴重な絵の鑑賞、抜き打ちの問題出題などツアーのための企画が満載で、参加者は新たな発見に充実した時間を過ごしていました。

お詫びと訂正

　広報ふじさき３月号において、次の箇所に誤りがありました。お詫びして訂正します。

・まちのわだい
　祝長寿　100歳おめでとうございます
　（誤）「満100歳のお誕生日を迎えた高木さんに…」
　（正）「満100歳のお誕生日を迎えた藤本さんに…」

預けるための「病後児対応型病児保育室」を設けるなど、保護者の負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実に努めます。さらに、平成27年度から実施している不妊治療助成事業の拡充、安全な妊娠・出産・育児を支援するための保健指導、健康診査などを実施します。

「みんなで支え合うまち」とするため、高齢者の施設入所措置や、福祉バス運行事業、見守り活動などを継続するほか、低所得の高齢者に給付金を支給する臨時福祉給付事業を国庫補助金により実施します。また、障がい者の方が自立した生活を営むための生活援助や相談支援事業、在宅生活が困難な方に対する施設での生活介助や、日常生活を行う施設サービス、障がい部分を補うための補装具給付事業などを継続します。

「いきいきと暮らせるまち」とするため、生活習慣病予防、特定健診やがん検診の実施、こころの健康相談事業などを行うほか、安全安心な生活のために、町消防団各分団の消防車両の更新、最新データに基づくハザードマップの作成などを実施します。さらに、「ふじワングランプリ」や「ふじさき秋まつり」などのイベントを開催し賑わいを創出するほか、町の文化・芸術の拠点である町文化センターの整備事業を、３年間で実施します。

「強い産業を育てるまち」とするため、町の基幹産業である農業の生産体制強化、担い手の育成、減農薬栽培などへの取り組みによる農業経営の安定と農業所得の向上を目指す事業を実施します。また、地域農業６次産業化や雇用創出を図るため、農産物拠点づくり事業を、平成27年度の国の補正予算による「地方創生加速化交付金事業」と一体的に進めていきます。

以上、公約に掲げた五つの柱を中心に、限られた予算を最大限に活用できるよう、平成28年度の事業を推進します。

②当町の財政は、財源の多くを地方交付税などの依存財源に頼る脆弱な構造となっていますが、平成27年度から交付税の段階的な減額が始まりました。また、昨年10月に行われた国勢調査の結果、当町の人口が前回調査から５％程度減となり、交付税の算定に影響があるほか、国の地方財政計画により地方交付税全体が減額となることから、平成28年度は、平成27年度に比べて、交付税がさらに減額になると見込み、財政調整基金を充当し、予算の不足分を補っています。

このことから、重点政策の実施にあたっては、国・県の補助金や合併特例債の活用、基金の弾力的運用など、創意工夫して進めていきます。

問　**平成28年度の社会資本整備について**

①道路改修及び新規整備の有無について

②不良側溝(流れが悪い、悪臭が発生している)の再整備等について

③新設の防雪柵の整備について

答　①平成28年度当初予算では、町道や融雪溝の整備を行う町道等整備費を、国の交付金を見込んで1億１９６１万円計上していますが、早期に道路改修が必要な箇所を優先的に工事しなければならないため、平成28年度の新たな道路整備は難しいと考えています。

②不良側溝の整備についても、国の交付金を活用しています。側溝の流れが悪かったり、悪臭が発生している箇所は、道路からの土砂堆積であれば、町で側溝を清掃する場合もありますが、まずは住民の方々に自主的な側溝の清掃をお願いしています。清掃の際は、側溝の蓋を取る機械を貸し出しますので、ご利用ください。

③防雪柵の設置状況は、平成27年度では固定式の防雪柵が延長約４９００ｍ、仮設の防雪柵が延長約９００ｍとなっており、毎年必要となる防雪柵の設置・撤去費用を、平成28年度当初予算で１３０５万８千円計上しています。これまで、防雪柵の新設には交付金を活用していますので、今後も活用できる交付金等がある場合は設置を検討します。

社会資本整備については、安全安心で暮らしやすいまちづくりを第一に考え、老朽化対策・交通安全対策・雪寒対策を柱として整備を検討していますが、脆弱な町の財政状況を鑑みて、交付金に頼らざるを得ないため、ご理解をお願いします。

問　**人口減少対策について**

①若い人達の定住を促進するため、補助金制度を取り入れては

②乳幼児に対する任意予防接種に助成制度を設けているはずですが、内容をお知らせください

答　①昨年10月に策定した「藤崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、町の強みを最大限に活かした、移住定住の促進を基本目標の一つに掲げています。

しかし、昨年６月に、18歳から45歳未満の町民に実施したアンケート調査では、若い世代ほど町への定住意識が低く、30代以降の町への定住率が比較的高いことから、地域の愛着を育てるふるさとづくり教育や魅力ある仕事づくりなどにより、若い世代の地元定着を促進するとともに、首都圏などへ転出しても、また地元に戻れるような移住施策を展開し、定住を推進する必要があると考えています。

若い世代の定住を促進するための補助金制度については、移住定住の相乗効果が高いのであれば、ニーズ等を把握しながら、具体的に検討したいと考えています。

②1回5千円を上限に「おたふくかぜ」1回分、「B型肝炎」3回分を助成しています。

また、季節性のインフルエンザは、生後6か月以上の未就学児を対象に、1回千円を上限に2回分助成しています。

工藤　健一　議員

行政問題について

問　**今後も続くと思われる人口減問題について**

答　昨年10月に策定した「藤崎町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、町の人口は昭和55年以降減少を続けており、この30年間で約１８００人減少しています。

これは、１人の女性が生涯産む子どもの数である「合計特殊出生率」が1・28と国・県よりも低いことなどから、死亡数が出生数を上回る自然減が、町の人口減少の大きな要因となっており、このままでは町の人口は半減し、平成72年には８３８０人になると推計されています。

人口減少問題には、町の地域資源を活用しながら、町民が一丸となる「オールふじさき」により取り組んでいく必要があります。

平成28年第１回　議会定例会

そこで、町では合計特殊出生率を平成47年に2・07まで上昇させ、転入転出の均衡を保つことで、町の人口を1万人程度に安定させて持続可能なまちを創生することを目標に、「藤崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成27年度から人口減少対策や地方創生の推進に取り組んでいます。

私たちのふるさと藤崎町を子や孫、さらにはその先の世代に引き継ぐためにも、人口減少問題というピンチをチャンスに変えて、今後も地道にかつスピード感を持って、町総合戦略を積極的に推進したいと考えています。

問　**人口増対策として住宅支援を実施することについて**

答　町の人口減少は、少子化による人口の自然減が最大の要因となっていることから、晩婚化・未婚化の解消や安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりと、若い世代の移住定住施策を関連づけて推進することが必要であると考えています。

人口減少対策としての住宅支援については、若い世代の移住や定住などの相乗効果が高いのであれば、ニーズ等を把握しながら、民間活力を活用した子育て家庭住宅の整備促進、住宅新築やリフォームの支援など、ライフステージに応じた住宅支援施策を検討したいと考えています。

問　**空き家、空き地の利活用問題について**

答　町の空き家の状況は、今年の２月末現在で１６５軒となっています。

空き家を状態別にみると、管理されていて良好な状態であるＡランクは92軒、状況によっては危険を及ぼす可能性があるＢランクが66軒、即何らかの対応が必要であるＣランクが6軒、解体済みであるが撤去していないＤランクが1軒となっています。

町では、Ｂ、ＣおよびＤランクとされた空き家の所有者等に、家屋等の適正な管理および改善をお願いしています。

空き家の利活用については、弘前市を中心とした定住自立圏で広域的に進めていくことで協議しているため、推移を見守りながら対応したいと考えています。

公共施設について

問　**未使用の公共施設について**

答　未使用の公共施設については、企業等へ貸付けしています。

今後も、施設の状況を十分把握し、貸付け、売り払い、あるいは解体撤去を含め、最も有効な方法で管理したいと考えています。

五十嵐　忍　議員

学校教育について

問　**修学旅行について**

①教育の一貫である修学旅行が、テーマパーク中心になっている中学校があるが、その意義について

②町立中学校間で、教育的見地から見て旅行内容に格差があることについて

③これらのことが教育委員会で問題視されたことがないのか

答　①②③修学旅行は、学校内では得がたい学習を行う機会として、集団行動や共同生活の体験を通して望ましい態度や習慣を身につけ、見聞して知識や情操を深めることを目的としています。

当町の中学校修学旅行の日程は、生徒の意見を取り入れ、保護者への説明を経て決定していますが、両中学校とも大都市圏の文化を体感し、視野や見聞を広めるため、国会議事堂や文化施設、神社のほかテーマパーク、生徒による選択コースなどを精選しています。

また、進路学習の一環として、生徒の自主性を重視した私立大学や博物館、各種企業などの見学も取り入れています。

学校間で内容に相違がありますが、両中学校とも修学旅行としての教育活動を充たしていると考えられ、中学校間の格差や、教育委員会による指摘事案等はないことから、問題はないものと認識しています。

伝統文化について

問　**ながしこについて**

①町の伝統行事のながしこが平成25年度から開催の日時、場所、形式等さまがわりした理由について

②ながしこのおはやしを継承するための取り組みについて

③続けることではなく、きちんとした形で保存することを考える時期に来ているのではないか

答　①平成24年度までは、主に「月遅れの七夕」にあたる8月7日のねぶた運行七日日に開催し、「藤崎八幡宮」から「佐藤米穀店」を右折し、「ＪＲ藤崎駅」に向かう運行コースでした。

運行団体数は、平成以降、多い年で町内会を中心に9団体でしたが年々減少し、平成19年度には6団体、平成24年度には３団体となりました。

このことを踏まえ、平成25年度に運行団体の代表者、社会教育委員、町内会連合会などによる委員会で、「ながしこ」を継続するための方策等を検討しました。その結果、「ながしこ運行」は、山車運行を守りながら開催曜日を日曜日とし、時間は例年どおり、運行コースは役場周辺とする現在の形態となりました。

今後も様々なアイディアを取り入れながら、「ながしこ」を町民から愛されるイベントとして、継続したいと考えています。

②ながしこの囃子の「津軽夜神楽」は、町の無形文化財である「菊様の舞」「松助踊り」の囃子としても奏でられており、藤崎町芸能文化協会が保存伝承活動を行っています。

今後も、子ども達をはじめ町民に対する講習会を開催するなど、囃子の継承を図りたいと考えています。

③ながしこ運行を当町独自の伝統文化として、長く継承していかなければならないと考えています。

今後もながしこ運行団体の関係者や有識者等と協議を重ね、よりよい方向性を見出せるよう努めたいと考えています。

奈良岡　文英　議員

農産物拠点づくり構想について

問　**構想のめざすものはなにか**

計画の概要と今後のスケジュールについて

答　農産物拠点づくりについては、今年度、町

産業創造協議会において検討を重ね、先般「藤崎町農産物拠点づくり基本計画素案」を策定し、現在、町民等にパブリックコメントを実施しています。

本計画は、町農産物直売施設「食彩ときわ館」の売場拡充と、地元農産物を活用した加工飲食機能を設置し、さらに特色ある地域と相互に連携する戦略経営機能や、町の情報を発信する機能を加えることで、「オールふじさき」の地域資源を最大限に活用できる、複合的な地域産業振興拠点を目指しています。

また、農業、商業を含めた地域全体の連携体制を構築し、雇用創出や観光交流人口の増大などによりビジネスチャンスを拡大させ、多様な地域産業の創出を目指します。

今後は、平成30年度の拠点施設オープンを目指し、平成28年度から、ソフト面では農産物加工等の人材育成に取り組むほか、ハード面では拠点施設の実施設計業務を実施し、平成29年度には、拠点施設の増改築工事の実施を予定しています。

問　運営組織について
①組織の形態は何か
②出荷者の組織づくりは進んでいるのか
両農協との連携について
農産物直売所組合の意向はどうなっているのか

答　①現在の食彩ときわ館は、町農産物直売組合が町の指定管理を受けて運営していますが、農産物拠点施設は、加工飲食、戦略経営などの機能拡充を行うことから、新たに株式会社を設立し、町が指定管理を行い、拠点施設を運営することを想定しています。

運営組織の形態としては、代表取締役の下に、拠点施設全体を統括する店長を置き、従来の生鮮野菜を直売する部門、地元農産物を活用したメニューの提供を行う加工飲食部門、特色ある地域との連携や食・観光に関する情報発信を行う戦略経営部門を設置し、三部門それぞれに責任者を配置して取り組むことを想定しています。

②2月24日に、食彩ときわ館の指定管理者である町農産物直売組合の組合員に対して、町農産物拠点づくり基本計画素案の説明会を実施し、概ね素案へのご理解をいただきました。

また、地域産業全体の連携には、両農協や商工会など関係機関との連携が非常に重要ですので、組織づくりの協議を行い、連携体制を構築したいと考えています。

今後も、生産者や関係機関へ説明を続け、平成28年度には、出資者や出荷者などの運営組織について検討していきます。

町の財政運営について

問　各財政指標の今後の推移について

答　「実質赤字比率」は、翌年度の収入を当年度で見込んだり、当年度の支払を翌年度で見込むなど、表面上は黒字でも実質的には赤字の状態を指すもので、14・93%で早期健全化、20%で財政再建団体となります。平成26年度は赤字になっていないため、「実質赤字比率」は0%であり、現時点では、今後も赤字にならない見込みです。

「連結実質赤字比率」は、「実質赤字比率」が一般会計だけを対象としているのに対し、国民健康保険などの特別会計や、下水道などの企業会計など、全ての会計を合計した結果生じる赤字に対する比率で、19・99%で早期健全化、30%で財政再建団体となります。平成26年度は、「実質赤字比率」同様0%であり、現時点では、今後も赤字にならない見込みです。

「実質公債費比率」は、一般会計だけでなく、下水道事業などの企業会計を含め、実質の公債費の財政規模に対する割合を示すもので、過去3年間の比率の平均値で算出することとなっており、25%で早期健全化、35%で財政再建団体となります。平成26年度は13・5%であり、現時点の推計では平成31年度に16・2%でピークを迎え、その後は減少する見込みです。

「将来負担比率」は、今後償還すべき地方債、債務負担行為の支出見込み、町職員の退職手当など、将来的に生じると予想される負担の比率を示すもので、350%が早期健全化基準となっています。平成26年度は108・0%となっており、現時点での推計では平成33年度に141・2%でピークを迎え、その後は減少する見込みです。

どの指標も、現時点では早期健全化の基準を下回っていますが、今後一層の事務事業の精査により、財政状況を悪化させないよう、鋭意努めます。

問　地方交付税減額の町財政に及ぼす影響はないのか

答　地方交付税については、今年度から合併算定替えが始まり、差額の1割に当たる4200万円が減額されました。平成28年度も交付税が同額と仮定した場合、3割に当たる1億2千万円余りが減額されます。さらに、昨年10月の国勢調査の結果、当町の人口は前回調査から5%程度の減少となりましたので、この結果から交付税額を単純に推計しますと、8000万円程度の減となります。加えて、国の地方財政計画により地方交付税全体が0・3%の減となっていることから、平成28年度の交付税は、平成27年度と比較して2億円程度の減額を見込んでおり、合併算定替えが終了する平成31年度には、最大6億円程度の減額になるものと推計しています。

不足する財源については、一部基金等を活用しながらも、「町民が主役の活力あるまちづくり」を推進するために、今後はより一層事務事業の見直しを行い、歳出の抑制を図ることで、減少する歳入に対応したいと考えています。

問　公債費の今後の推移について

答　平成27年度の公債費は約11億6400万円、平成28年度は約13億4800万円となります。これは、常盤小学校改築事業や弘前地区消防事務組合東消防署北分署改築事業などの大型事業の償還が始まるためです。現時点では、公債費は平成30年度の約14億6000万円を境に減少し、平成36年には9億7800万円程度になると推計しています。

問　各基金の状況はどのようになっているのか

答　平成28年1月現在財政調整基金が14億5600万円余り、減債基金が1億4800万円余り、そのほかの特定目的基金が13億1300万円余り、合計29億1800万円余りとなっています。

このうち、平成28年度の当

初予算では、財政調整基金を1億4900万円程度、公共施設等整備基金を7000万円程度、ふじさき応援基金を200万円程度充当するものであり、その結果、合計26億9700万円余りの残高となります。

今後も交付税の減額が見込まれることから、基金の取り崩しを考慮しなければなりませんが、事務事業の見直しを徹底することで歳出の削減を図り、基金の充当を最小限に抑えた財政運営を行いたいと考えています。

投票率向上に向けた取組について

問　期日前投票の改善は考えているのか
投票所増設の考えはないのか

答　本県の国政選挙の投票率は、平成25年の参議院選挙および平成26年の衆議院選挙と2年続けて全国最下位であり、藤崎町の投票率においても同様に低い傾向を示しています。このため、県選挙管理委員会が、来年度予定されている参議院選挙における「期日前投票所の増設」および「投票所への移動支援」など、投票率向上対策を各市町村に要請しました。

これを受け、町でも本年1月15日に選挙管理委員会を開催し協議した結果、これまで役場3階大会議室に設置していた期日前投票所を1階ロビーに移動し、また、期日前投票を行った方を対象に町巡回バスと連動したタクシー運行サービスを実施するなど、投票者の利便性の向上を図ることとしました。

なお、期日前投票所の増設については、商業施設等への設置が想定されていますが、期日前投票所設置場所である役場と大型商業施設が隣接している当町では、効果が少ないと考えられることから、増設しないこととしました。

また、選挙当日の投票所増設については、既存の投票区投票所とは別に共通投票所を設置できる旨の公職選挙法改正法案が現在国会に提出されていますが、二重投票防止のためのシステム改修や職員の確保などの課題から、国会での審議も注視しつつ、中期的な視点で検討する必要があると考えています。

問　選挙権18歳引き下げへの対応について
学校教育での取り組みは考えていないのか

答　現在、文部科学省および総務省協力のもと、副教材が各高校に配付され、すでに主権者教育が実施されています。主権者教育については、町も協力していきますが、18歳および19歳の新たに有権者となる方には、ダイレクトメール等で選挙啓発を図りたいと考えています。

また、義務教育期間の小、中学校における主権者教育については、この年代の子どもたちが政治の働きや選挙の意義を身近に考える機会を持つことが重要です。小学校では、議場を使用して実施している子ども議会の充実を図り、中学校では、現在行われている生徒会等の投票をより模擬投票に近いものにしていくなど、町と学校とが協力して、未来に向けた投票率向上に努めていきます。

浅利　直志　議員

町長の行政運営について

問　子育てしやすい藤崎町をめざす取り組みについて
①子ども医療費無料化を所得制限なしで実施することについて
②窓口無料化実施による国保療養費等国庫負担金を国が減額するペナルティ措置の撤廃について

答　①乳幼児および子ども医療費助成事業の所得制限の撤廃については、本年6月診療分からの実施に向けて、本定例会へ関連する条例改正案、予算案を提出しています。

②子ども医療費助成事業等の地方単独事業の実施に対する国保の国庫負担金等の減額措置の撤廃については、これまでも町村会や国保連合会を通して、さらに本県選出国会議員に要請してきました。1月に開催された厚生労働省の「子どもの医療制度のあり方に関する検討会」では、全国知事会、市長会および町村会の地方3団体の代表が意見陳述し「国庫負担等減額措置の廃止」を求めるとともに「国による助成制度の創設」を要望しており、早期の対応を期待しています。

問　多子世帯の保育料軽減にかかわる年齢制限を撤廃し、シングルママ、パパ世帯の保育料は第1子から半額の保育料にすることなどについて

答　まず、多子世帯の保育料軽減にかかわる年齢制限の撤廃ですが、現在町では、第3子以降の保育料を2階層から4階層の所得世帯は無料とし、5階層から8階層の所得世帯は5割軽減を実施していますが、第1子の年齢を18歳以下としています。平成28年度の国の取組として、年収360万円未満の「多子世帯」の年齢制限の撤廃については、国で準備を進めているようです。

次に、シングルママ、パパ世帯の保育料は第1子から半額の保育料にすることなどについてですが、現在町では「ひとり親世帯等」の保育料を、2階層は無料、3階層は基準額より千円の減額を実施しています。平成28年度における国の取組みとして、年収約360万円未満相当の「ひとり親世帯等」については、負担軽減措置を拡大し、第1子については現行の半額、第2子以降については無償化するとしており、今後、政令等の改正が見込まれます。年収が約360万円以上のひとり親世帯等の保育料の軽減については、町単独事業となるため、慎重に判断したいと考えています。

脱「少子化社会」の取り組みについて

問　1990年以降10年ごとの藤崎町の年少人口（14歳以下）の推移と2015年の子どもの出生数について

答　まず、町の年少人口ですが、国勢調査の結果から、1990年は3151人、2000年は2509人、2010年は1977人と年を追うごとに減少しています。

次に、2015年の出生数は89人となっており、これは合併時の2006年の124人に比べ、著しく減少しています。

問　少子化の原因は非正規社員化雇用の増大と父母の教育費負担が増大する日本社会の現実の反映ではないのか。町として町内・県内就業条件付無利子型・貸与型町奨学金制度の導入・実施することについて

答　格差社会への対応は一自治体だけでなく、社会全体で対応していくべきも

のと考えています。

一昨年、県町村会で開催した県選出国会議員との意見交換の際、私が「子ども医療費についての助成を国の制度として行って欲しい」旨の提言をしたのも、本定例会で、子ども医療費等の所得制限撤廃の議案を提出しているのも、町としてできる限りのところで対応しているとご理解いただきたいと思います。

次に「町として町内・県内就業条件付無利子型・貸与型町奨励金制度の導入・実施することについて」ですが、県は平成28年度より生活困窮世帯を対象に、大学入学時に必要となる教育資金を貸与し、卒業後、県内に一定期間就業・居住した場合、返済が免除される返済免除型の奨学金制度を全国で初めて実施すると発表しました。

町では、藤崎町奨学基金と石橋記念奨学基金があり、経済的理由により高等学校や大学での修学が困難な希望者に対して奨学金を貸与しています。

この奨学金制度は無利子で、卒業後1年間据え置いた後、最長10年間で返済するものであり、他の奨学金制度より基準が緩和されて利用しやすいものとなっています。

ご質問の奨学金制度は、県と同様の条件付き返済免除型奨学金と認識していますが、町の奨学金は、貸与を受けた学生の返済によって次の希望者へ貸与しているものであり、新たに町独自の貸与型返済免除奨学金を実施することは、困難な状況であると考えています。

問　地道に雇用を維持し、つくり出していく取り組みをどのようにはじめるのかについて

答　雇用維持については、中小企業者に対し、経営の安定化に資するため、また地元産業の振興を図るため、青森県信用保証協会と協力して、資金特別保証制度を実施しています。

これは、事業経営に必要な運転資金および設備資金の保証を行うことで、将来的に企業経営の安定が図られ、雇用の維持につながるものと考えていますので、制度の積極的な活用について、青森県信用保証協会と連携し、周知を図っています。

また、雇用をつくり出していく取り組みについては、農作物の生産・加工・販売・飲食などを地域の農商工連携による「地域農業6次産業化」で検討を続けています。これは、町の基幹産業である農業が、後継者不足やTPP関連などの諸問題で厳しい環境にあるため、付加価値向上に取り組むことにより、新たな雇用機会の創出や商工業者との事業連携を図るものです。さらに農業における後継者育成や新規就農者など、就業機会の幅広い創出が期待できると考えています。

今後も関係機関と連携し、必要となる支援を検討していきます。

地域救急医療体制について

問　外科救急二次輪番体制の維持のとりくみについて

答　外科二次救急輪番制は、平成7年以降、4つの病院で実施してきましたが、1つの病院が離脱し、今年から弘前国立病院、弘前市立病院、健生病院の3つの病院で運営しなければならず、非常に厳しい体制となります。

弘前市はこれ以上の離脱があれば病院の負担がさらに増え、輪番制度そのものが立ち行かなくなるおそれがあるとし、平成28年度に弘前大学と連携し「地域救急医療学講座」を開設し、救命救急の医師を養成するとともに、弘前大学から医師を指定病院に派遣し、救急体制を維持すると伺っています。

町としても、この地域で安全安心に生活するためには、救急医療体制の維持は不可欠であり、関係機関と協力して対処していきます。

問　弘前圏域の病院機能再編、中核病院構想などは今後どのように協議検討されていくのかについて

答　平成26年3月に、3市3町2村で設立した津軽地域保健医療圏自治体病院機能再編成推進協議会は、津軽地域の自治体病院の機能再編による中核病院構想を議論してきましたが、今年度中に県が策定する青森県地域医療構想に沿った議論が重要であるということから、協議は現在中断しています。

この青森県地域医療構想は、本年2月に、県の医療審議会の医療計画部会において素案が提示され、今後パブリックコメントや医療関係者等への意見照会の後に成案となる予定です。

自治体病院機能再編成推進協議会では、この青森県地域医療構想を踏まえて協議を再開する予定でしたが、当圏域の4自治体病院の具体的な再編に関する位置づけや機能について、特に示されませんでした。

今後は県内6圏域に設置する地域医療構想調整会議において、具体的に議論されると考えられますので、この議論に沿い協議も再開されると考えています。

（以上　議会定例会）

広報ふじさき有料広告

～表紙の説明～

3月12日(土)、明徳中学校で行われた「卒業証書授与式」のひとこま。

3年間の様々な思い出を胸に刻みつつ、4月からの新たな生活に向けて決意を新たにしていました。

同11日(金)には藤崎中学校で卒業証書授与式が行われました。

介護予防教室に参加しませんか？

介護予防とは、寝たきりなどの介護が必要な状態にならないように、心身の衰えを予防・改善しようとする取り組みです。65歳以上の方であればどなたでも参加できますので、興味のある方は福祉課介護保険係までお申込みください。また、各教室の見学も自由にできますので、希望する会場へおいでください。

脳トレ教室

簡単な「読み書き」「計算」と「すうじ盤」というゲームのような教材を使った学習をします。

＜初回の日程＞
○藤崎会場　５月13日(金)
○常盤会場　５月17日(火)

◎藤崎会場
◆日　時　毎週金曜日 午前9時30分～午前11時30分
◆場　所　藤崎老人福祉センター

◎常盤会場
◆日　時　毎週火曜日 午前9時30分～午前11時30分
◆場　所　常盤老人福祉センター

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
藤崎会場		13日 20日 27日	3日 10日 17日 24日	1日 8日 15日 22日 29日	5日 19日 26日	2日 9日 16日 23日 30日		11日 18日 25日	2日 9日 16日	6日 13日 20日 27日	3日 10日 17日 24日	3日 10日 17日 **24日**
常盤会場		17日 24日 31日	7日 14日 21日 28日	5日 12日 19日 26日	2日 9日 16日 23日 30日	6日 13日 20日 27日		8日 15日 22日 29日	6日 13日 20日	10日 17日 24日 31日	7日 14日 21日 28日	7日 14日 **24日**

※３月24日は藤崎老人福祉センターで合同開催となります。

にこ²わい²健康教室

健康運動指導士や体育協会職員の指導のもと、有酸素運動や筋力トレーニング、ふじさき生き生き健康体操などを行っています。

＜初回の日程＞
○藤崎会場　４月26日(火)
○常盤会場　４月28日(木)

◎藤崎会場
◆時　間　午前９時30分～午前11時
◆場　所　町文化センター(11月からは藤崎老人福祉センター)

◎常盤会場
◆時　間　午前９時30分～午前11時
◆場　所　常盤老人福祉センター

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
藤崎会場	26日	17日 31日	14日 28日	12日 26日	2日 16日	13日 27日	11日 25日	1日 15日	13日 27日	17日 31日	14日 28日	14日
※６月28日・10月11日は、役場「３階中会議室」です。												
常盤会場	28日	12日 26日	2日 16日	14日 28日	4日 18日	1日 15日	13日 27日	10日 17日	1日 15日	5日 19日	2日 16日	2日
※5月12日・9月15日・11月10日・11月17日・1月19日・2月16日は、常盤老人福祉センター「2階会議室」です。												

げんき教室

手工芸や簡単な工作、調理教室、遠足など多彩な内容となっています。なお、材料費は実費負担となります。

＜初回の日程＞
○藤崎会場　４月19日(火)
○常盤会場　４月21日(木)

◎藤崎会場
◆時　間　午前９時30分～正午
◆場　所　町文化センター(11月からは藤崎老人福祉センター)

◎常盤会場
◆時　間　午前９時30分～正午
◆場　所　常盤老人福祉センター

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
藤崎会場	19日	10日 **24日**	7日 21日	5日 19日	23日	6日 20日	4日 **18日**	8日 22日	6日 20日	10日 24日	7日 21日	7日 21日
６月21日は、役場「３階中会議室」です。												
常盤会場	21日	12日 **24日**	9日 23日	7日 21日	25日	8日 29日	6日 **18日**	10日 24日	8日 22日	12日 26日	9日 23日	9日 23日
４月21日・６月23日は、常盤老人福祉センター「２階会議室」です。												

※5月24日・10月18日は、合同教室となります。

町内の代表的な地点の地価を公開します

固定資産税の適正化の確保と、納税者のみなさんの土地評価に対する理解を促進するために、町内の標準地１平方メートル当たりの価格を次のとおり公開します。

	公開地点の所在	用途地区	価格(円/㎡)
1	藤崎町大字藤崎字舘岡(国道339号沿)	普通商業	13,090
2	藤崎町大字藤崎字西村井(県道藤崎停車場線沿)	併用住宅	11,500
3	藤崎町大字藤崎字四本松(国道339号沿)	併用住宅	11,280
4	藤崎町大字葛野字新岡元(町道新岡元東若松線沿)	普通住宅	8,120
5	藤崎町大字西豊田一丁目(町道葛野前田藤崎豊田線沿)	普通住宅	14,150
6	藤崎町大字葛野字前田(県道前坂藤崎線沿)	普通住宅	10,550
7	藤崎町大字藤崎字西村井(町道若前西豊田線沿)	普通住宅	11,240
8	藤崎町大字西豊田一丁目(町道中村井７号線沿)	普通住宅	13,100
9	藤崎町大字西豊田二丁目(町道葛野前田藤崎豊田線沿)	普通住宅	13,950
10	藤崎町大字西豊田三丁目(町道豊田村元線沿)	普通住宅	13,630
11	藤崎町大字藤崎字西村井(町道西村井３号線沿)	普通住宅	9,370
12	藤崎町大字藤崎字西村井(町道村井白子線沿)	普通住宅	11,710
13	藤崎町大字藤崎字東村井(町道豊田村元線沿)	普通住宅	11,240
14	藤崎町大字藤崎字西若松(県道太田藤崎線沿)	普通住宅	7,790
15	藤崎町大字藤崎字横松(県道太田藤崎線沿)	普通住宅	8,560
16	藤崎町大字藤崎字若前(国道339号沿)	普通住宅	11,490
17	藤崎町大字藤崎字中村井(町道豊田村元線沿)	普通住宅	10,900
18	藤崎町大字藤崎字梨ノ木(町道村岡梨ノ木線沿)	普通住宅	8,180
19	藤崎町大字藤崎字舘岡(町道舘岡村岡線沿)	普通住宅	6,650
20	藤崎町大字藤崎字武元(町道一本柳中村井線沿)	普通住宅	10,970
21	藤崎町大字藤崎字村井(国道７号沿)	普通住宅	12,440
22	藤崎町大字藤崎字新城(町道新城東一本木線沿)	普通住宅	10,050
23	藤崎町大字藤崎字四本松(町道四本松村岡線沿)	普通住宅	9,420
24	藤崎町大字藤崎字村元(町道藤崎停車場下袋線沿)	普通住宅	8,800
25	藤崎町大字藤崎字横松(町道村元銅屋森線沿)	普通住宅	8,470
26	藤崎町大字藤崎字横松(国道339号沿)	普通住宅	9,530
27	藤崎町大字藤崎字銅屋森(町道銅屋森３号線沿)	普通住宅	8,670
28	藤崎町大字藤崎字村井(町道村井３号線沿)	普通住宅	8,330
29	藤崎町大字西豊田三丁目(町道豊田東村井線沿)	普通住宅	13,100
30	藤崎町大字藤崎字西若松(町道若前西若松１号線沿)	普通住宅	11,300
31	藤崎町大字藤崎字西若松(町道村井白子線沿)	普通住宅	8,840
32	藤崎町大字藤崎字銅屋森(国道339号沿)	普通住宅	9,070
33	藤崎町大字藤崎字中村井(町道中村井６号線)	普通住宅	9,760
34	藤崎町大字藤崎字村井(町道村井白子線沿)	中小工場	11,500
35	藤崎町大字藤崎字中村井(町道中村井５号線沿)	中小工場	7,370
36	藤崎町大字西豊田三丁目(町道藤崎尾上線沿)	その他	14,680
37	藤崎町大字藤崎字南豊田(国道７号線沿)	その他	9,620
38	藤崎町大字藤崎字東若松(町道新岡元若松線沿)	村落	4,332
39	藤崎町大字藤崎字若松(町道村井白子線沿)	村落	3,868
40	藤崎町大字藤崎字新城(町道新城１号線沿)	村落	4,061
41	藤崎町大字水沼字浅田(県道五林平藤崎線沿)	村落	4,002
42	藤崎町大字中島字中元(県道浪岡藤崎線沿)	村落	5,040
43	藤崎町大字藤崎字松野木(国道339号線沿)	村落	2,688
44	藤崎町大字藤崎字白子(町道白子北真那板線沿)	村落	3,740
45	藤崎町大字亀岡字池田(町道浅田豊田線沿)	村落	2,233
46	藤崎町大字林崎字宮本(県道太田藤崎線沿)	村落	2,953
47	藤崎町大字中野目字早稲田東(県道五林平藤崎線沿)	村落	3,148
48	藤崎町大字葛野字岡元(県道前坂藤崎線沿)	村落	6,140
49	藤崎町大字藤越字西一本木(町道藤崎東亀田線沿)	村落	5,895
50	藤崎町大字葛野字前田(国道339号沿)	村落	8,759
51	藤崎町大字俵舛字前田(県道五林平藤崎線沿)	村落	2,825
52	藤崎町大字藤崎字村井(町道村井西浅田線沿)	村落	8,673

	公開地点の所在	用途地区	価格(円/㎡)
1	藤崎町大字常盤字一西田	普通商業	8,330
2	藤崎町大字常盤字四西田	普通住宅	7,510
3	藤崎町大字常盤字五宮本(主要地方道五所川原黒石線沿)	普通住宅	5,780
4	藤崎町大字常盤字富田	普通住宅	5,980
5	藤崎町大字常盤字五宮本(県道常盤新山線沿)	普通住宅	5,050
6	藤崎町大字徳下字滝本	村落	3,180
7	藤崎町大字三ツ屋字上前田	村落	2,520
8	藤崎町大字福島字林元	村落	2,850
9	藤崎町大字福島字村元	村落	2,580
10	藤崎町大字福島字宮元(福島公民館付近)	村落	2,450
11	藤崎町大字水木字福西	村落	3,490
12	藤崎町大字水木字水元(県道浪岡藤崎線沿)	普通住宅	6,160
13	藤崎町大字水木字村上	普通住宅	5,900
14	藤崎町大字水木字水元(水木地区ふるさとセンター付近)	普通住宅	4,580
15	藤崎町大字水木字稲元	普通住宅	2,880
16	藤崎町大字久井名舘字早稲田	村落	2,630
17	藤崎町大字富柳字福岡	村落	2,360
18	藤崎町大字福舘字里見	村落	2,160
19	藤崎町大字若松字森越	普通住宅	5,140
20	藤崎町大字若松字早稲田	普通住宅	4,990
21	藤崎町大字榊字種元(県道浪岡藤崎線沿)	普通住宅	5,310
22	藤崎町大字榊字種元(主要地方道五所川原黒石線沿)	普通住宅	5,110
23	藤崎町大字榊字宮本	普通住宅	4,510
24	藤崎町大字水木字浅田	普通住宅	4,350
25	藤崎町大字榊字亀田(ときわ会病院付近)	普通住宅	7,900
26	藤崎町大字榊字亀田(亀田地区交流センター付近)	普通住宅	7,370
27	藤崎町大字常盤字二西田	普通住宅	9,020
28	藤崎町大字榊字和田(国道７号線沿)	中小工場	4,800
29	藤崎町大字榊字和田	中小工場	4,180
30	藤崎町大字増館字若柳(明徳中学校裏付近)	普通住宅	5,510
31	藤崎町大字増館字若柳	普通住宅	5,380

※建物を増改築・取壊したときは、法務局または税務課までお知らせください。

■お問合せ　税務課固定資産税係(内線2102～2104)

平成28年６月診療分からの乳幼児・子ども医療費の所得制限撤廃について

町では、乳幼児・子どもの医療費助成を行っているところですが、藤崎町に住所を有する全てのお子さんを対象に、平成28年６月診療分より所得制限を撤廃します。(ひとり親家庭等医療費助成制度や生活保護等の対象となっている方はそちらが優先となります。)

４月下旬に申請書等案内通知を対象と思われる世帯全てに送付しますので、次の提出書類を揃えて郵送または申請してください。

◆**対　象　者**　藤崎町に住所を有する中学校卒業(３月31日)までのお子さん
◆**対象医療費**　通院や入院に係る保険適用分の医療費および入院時における食事代の自己負担分
※県外の医療機関や、県内の一部の医療機関では窓口での自己負担が必要になる場合もあります。その場合は、後日償還払いにて給付します。
(償還払いとは医療機関等において一度支払いをした後、役場窓口で申請することで自己負担分が給付されるものです。)
※保険対象外医療費(予防接種、健診、容器代、入院時における衣服代など)については、助成の対象外となります。
◆**提 出 書 類**　①乳幼児または子ども医療費受給資格証交付申請書(保護者名のとなりに押印したもの)
②お子さんの健康保険証の写し
③平成27年1月1日に藤崎町に住所がない場合、前住所地の平成27年度(平成26年分)所得課税証明書
※お子さんが未就学児の方のみです。小・中学生の場合は必要ありません。
◆**申 請 方 法**　送付された返信用封筒に提出書類を入れて郵送するか、住民課子育て支援係または常盤出張所に申請してください。
◆**申 請 期 限**　**５月23日(月)(郵送の場合到着分)**　※５月末までに順次資格証を郵送します。
期限後に申請された方への資格証の送付は６月になる場合があります。資格証が届く前に受診した６月分の医療費については、償還払いでの対応となりますので、期限内に申請を済ませるようお願いします。

■提出・お問合せ　住民課子育て支援係(内線2135、2136)

特定非営利活動法人藤崎町体育協会の職員募集について

特定非営利活動法人藤崎町体育協会では、運動指導および事務のできる方を次のとおり募集します。

◆**募 集 内 容**　運動実技指導員
◆**採用予定人数**　１名
◆**募 集 期 間**　**４月１日(金)から４月15日(金)まで**
◆**採 用 時 期**　平成28年５月１日(日)
◆**勤 務 時 間**　午前８時15分～午後５時
※勤務シフトによる(土・日勤務あり)。催事の場合、勤務シフトの調整あり。
◆**休　　暇**　年次有給休暇、年末年始休暇等
◆**応 募 資 格**　高校卒業以上の学歴を有する18歳以上60歳未満(男女不問)
運動指導(ストレッチ等)およびパソコンの基本操作(ワード・エクセル)ができる方
◆**仕 事 内 容**　運動指導および事務
◆**賃　　金**　11万６千円～ (学歴や経験年数により異なります。)
◆**手　　当**　期末手当、寒冷地手当等
◆**各 種 保 険**　社会保険(健康保険・厚生年金・雇用保険)
◆**申 込 方 法**　市販の履歴書に必要事項を記入し、4月15日(金)必着で本協会事務局(スポーツプラザ藤崎内)へ提出してください。
◆**面接予定日**　4月21日(木)午前10時(詳細は後日連絡します。)

■申込・お問合せ　特定非営利活動法人藤崎町体育協会　☎75－3323
〒038-3803　青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目１番地(スポーツプラザ藤崎内)

軽自動車税について(税率が変わります)

◆**税率(年税額)**
軽自動車税の税率が変わります。車両の種類や新規検査(新車登録)を受けた年月によって、適用される税率が異なります。
※新規検査を受けた年月は、自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」欄で確認することができます。
①平成27年３月31日までに新車登録した車両　→　旧税率
②平成27年４月１日以降に新車登録した車両　→　新税率

・**重課税率(平成28年度から)**
重課税率は、新車登録を受けた年月から13年を経過した車両(電気自動車等を除きます)に対して、翌年度から課される税率で、平成28年度から適用になります。
※平成28年度から重課税率が適用となる車両は、平成14年12月31日以前に新車登録をした車両となります。

〈軽三輪、軽四輪以上の税率(年税額)〉

車種区分			旧税率	新税率	重課税率
軽三輪			3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

・**グリーン化特例(軽課)**
平成27年４月1日から平成29年３月31日までに最初の新規検査を受けた三輪および四輪の軽自動車(新車に限る。)で、次の基準を満たす車両について、取得した日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)を適用します。

車種区分			税率(年税額)		
			①概ね75%軽減	②概ね50%軽減	③概ね25%軽減
軽三輪			1,000円	2,000円	3,000円
軽四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円

①電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減)
②乗　用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準＋20%達成車
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準＋35%達成車
③乗　用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準＋15%達成車

◆**納税義務者**
４月１日現在で、町内に主な定置場のある軽自動車等を所有している人です。４月２日以降に廃車などされても、本年度分の税金は、全額課税されることとなります。
※軽自動車税には月割り制度がありませんので還付されません。なお、４月２日以降に所有した場合には、本年度分の税金はかかりません。

◆**小型特殊自動車の申告**
トラクターやコンバインなどの農耕作業用自動車や、小型特殊自動車に分類されるフォークリフトやショベルローダなどは、軽自動車税の課税対象となります。
これらを所有する個人や法人は、軽自動車税の申告をして標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

〈原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車・雪上車〉

車種区分		税率(年税額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他	4,700円	5,900円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円
雪上車		2,400円	3,600円

※公道を走らない車両でも、道路運送車両法で定められた小型特殊自動車であれば課税の対象となります。なお、大型特殊自動車は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、事業主の方はほかの償却資産と併せて申告をしてください。

■お問合せ　税務課固定資産税係(内線2104)

平成28年度軽自動車税の減免申請を受付します

◆**対象**
①身体・精神障がい者またはその者と生計を一にする者の所有する軽自動車
②公益のため直接専用する軽自動車

◆**必要なもの**
①については身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳および運転免許証、車検証
②については公益のため直接専用する旨を証明する書類、車検証

◆**受付締切**　**４月25日(月)**
※①については障がいの区分・程度に応じて減免の可否があります。詳しくはお問合せください。

■お問合せ　税務課固定資産税係(内線2104)

使用済小型家電の宅配便回収を始めました

協定を締結

平成28年３月18日、弘前圏域定住自立圏関係８市町村(弘前市、黒石市、平川市、板柳町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、西目屋村)とリネットジャパン株式会社は、住民サービスの向上とリサイクルの促進を図ることを目的に、「使用済小型家電等の宅配便回収についての連携と協力に関する協定」を締結しました。

◎宅配便回収の概要

ご家庭で不要になったパソコンなど使用済小型家電等について、国の認定事業者であるリネットジャパン株式会社へ回収をお申込みいただくと、提携宅配便業者(佐川急便)がご希望の日時にご自宅まで回収に伺います。

◆申込みから回収までの流れ

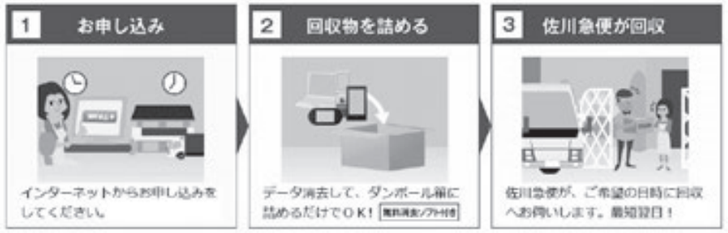

◆梱包のイメージ

◎利用料金や申込方法など

◆**利用料金**　ダンボール１箱(詰める点数の制限なしです。)　８８０円(税抜き)
※回収品に<u>パソコンを含む場合に限り無料</u>となります。
※箱のサイズは３辺の合計が140㎝以内、重さは20kg以内です。

◆**回収品目**　パソコン、携帯電話を含む使用済小型家電およそ400品目
※パソコンに含まれる個人情報等は、ご自身で消去してください。申込み完了後、データ消去ソフトを無料でダウンロードしてご利用できます。消去の方法が分からないなど不安な方は、有料のデータ消去サービスも利用できます。

◆**申込方法**　パソコンやスマートフォンからリネットジャパン株式会社のホームページ(http://www.renet.jp/)へアクセスしてお申込みください。
※お申込み、お支払方法やオプションサービスなど詳細はリネットジャパンホームページでご確認ください。

◎町内拠点のボックスでも回収しています

小型家電を回収ボックスに投入してください。

◆**回収できるもの**　回収ボックスの投入口（縦15㎝×横25㎝）に入る大きさの小型家電
※回収ボックスでは、パソコン・携帯電話の回収は行っていません。
※個人情報は排出される方の責任で消去してください。
※一度投入した物の回収はできません。

◆**回収ボックス設置場所**　・町庁舎内　・北常盤駅ぽっぽら内

■**お問合せ**　住民課環境係(内線2137)

平成28年度　藤崎町こころの健康相談日程

司法書士・保健師が、こころの悩みや多重債務などの相談を受け付けています。相談は無料で秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。本年度の会場の日程については、次のとおりです。

会場＼月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
常盤老人福祉センター(第１水曜日)	６日		１日	６日	３日	７日	５日	２日	７日	４日	１日	１日
藤崎老人福祉センター(第３水曜日)	20日	18日	15日	20日	17日	21日	19日	16日	21日	18日	15日	15日

※各会場とも午前９時～正午まで

■**お問合せ**　福祉課健康係(内線2122)
藤崎町社会福祉協議会　☎65－2056

小学生～高校生のための夏休み海外研修交流事業参加者募集

公益財団法人国際青少年研修協会では、10事業の参加者を募集しています。体験を通して、お互いの理解や交流を深め、国際性を養うことを目的に実施します。おひとりで参加する方や初めて海外へ行く方も多く、全国から参加するお友達との出会いも楽しみの一つです。仲間づくりの指導もありますので、安心してご参加ください。
なお、日程や対象、締切はコースにより異なりますので詳しくはお問合せください。

◆**内　　容**　ホームステイ・ボランティア・文化交流・学校体験・英語研修・地域見学・野外活動など
◆**派 遣 先**　イギリス、オーストラリア、カナダ、サイパン、シンガポール、フィジー、フィリピン、モンゴル
◆**日　　程**　７月22日(金)～８月14日(日)　８日～18日間
◆**対　　象**　小３～高３の方まで
◆**説 明 会**　仙台会場：５月８日(日)　午後１時30分
仙台市情報・産業プラザ(宮城県仙台市青葉区中央１－３－１)☎022－724－1200
※説明会は予約不要、無料です。また、その他の会場についてはお問合せください。
◆**参 加 費**　26～69万円
◆**締　　切**　５月26日(木)および６月９日(木)　※コースにより異なります。

■**提出・お問合せ**　公益財団法人　国際青少年研修協会　☎03－6417－9721
〒141－0031　東京都品川区西五反田７－15－４　第三花田ビル４階
ホームページ　http://www.kskk.or.jp/

還付金詐欺などの特殊詐欺にご用心！

～詐欺の不審電話多発！～

例えばこんな事例…
・役場から「還付金があります。○○のＡＴＭへ行ってください。」
・警察署から
「詐欺グループを逮捕したところ、犯人が持っていたリストの中にあなたの名前が載っていました。」
「通帳が狙われています。全国銀行協会から電話がいくと思います」
・30歳～40歳代の男が家に訪ねてきて
「70歳以上の家をまわっています。キャッシュカードか通帳はありますか」
と言われ、Ａ子さんが通帳を見せると、男は通帳の表紙を見て何かを書き写した。など

「還付金」「携帯電話」「ATM」と言われたら詐欺！
お金を振り込まない・送らない・手渡さない！

・手続きといってATMに誘導し、操作させることは詐欺の手口です。
・通帳や印鑑、キャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えてはダメ！
・このような電話がきたら、家族や信頼できる人、警察に相談しましょう。

弘前警察署　☎32－0111　　緊急時は１１０番
～安全・安心まちづくり～　弘前地区防犯協会

消防だより

東消防署北分署　☎75－3333

春の火災予防運動

4月11日から17日まで、県下一斉に春の火災予防運動が行われます。

これからは空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節となります。火災はちょっとした油断から、皆さんの大切な命や貴重な財産を奪います。

万が一に備え、住宅用火災警報器を設置しましょう。

また、家族みんなで避難方法等をもう一度確認し、次の「住宅防火いのちを守る7つのポイント」を実行し、自分の家は自分で守るよう心掛けましょう。

◎住宅防火いのちを守る7つのポイント

◆3つの習慣

①寝たばこは絶対にやめる。

②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。

③ガスコンロなどのそばを離れる時は必ず火を消す。

◆4つの対策

①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

②寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する。

③火災を小さいうちに消すために住宅用消火器等を設置する。

④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所との協力体制をつくる。

山火事に注意を！「誓います 森の安全 火の始末」

山間部の雪解けが一層進み、空気が乾燥するこの時期は、1年のうちで最も山火事が発生しやすい季節です。貴重な森林を山火事から守るため、火の取扱いに十分注意してください。

甲種防火管理再講習のお知らせ

◆日　時

5月25日(水)午前10時～正午

○6月25日(土)分

5月16日(月)～5月27日(金)

電子申請：5月13日(金)～24日(火)

○9月11日(日)分

7月21日(木)～8月5日(金)

電子申請：7月18日(月)～8月2日(火)

※インターネットによる電子申請は、一般財団法人消防試験研究センターホームページ(http://www.shoubo-shiken.or.jp/)からお申込みください。

【事前講習会】

◆日　時

6月2日(木)・3日(金)

午前9時30分～午後4時30分

※2日間の講習会となります。

◆場　所

弘前消防本部

3階「大会議室」

※車でのご来場はできませんので、最寄りの駐車場をご利用ください。

◆対象者

乙種第4類の受験者のうち、受講を希望する者

(先着100名)

◆受講料等

○受講料　4500円

○テキスト代　1600円

(テキストのみの購入は不可)

◆場　所

黒石消防署　2階「講堂」

◆申込期間

5月2日(月)～5月16日(月)

※申込受付期間内であっても定員(50人)になり次第、受付を終了します。

◆受講料　無料

※事前に書店等でテキストを購入していただきます。

※講習についての詳細は弘前地区消防事務組合のホームページ(http://www.hirosaki-fd.jp/)でご覧いただけます。

危険物取扱者試験と事前講習会について

【危険物取扱者試験】

◆期　日

6月11日(土)・25日(土)

9月11日(日)

◆場　所　弘前東高等学校

◆種類および受験料

○甲種　5000円

○乙種(第1～6類)　3400円

○丙種　2700円

※甲種のみ受験資格必要

※9月11日は乙種第4類のみ

◆申込期間

○6月11日(土)分

4月25日(月)～5月13日(金)

電子申請：4月22日(金)～5月10日(火)

※弘前地区消防防災協会加入事業所は受講料が2000円となります。

受講料、テキスト代は講習会初日に会場で徴収します。

◆申込期間

4月25日(月)～5月24日(火)

※消防本部予防課での受付は、平日午前8時30分～午後5時まで

弘前地区消防事務組合管内の消防署での受付は、午前8時30分～午後5時

■申込・お問合せ

○消防本部予防課　☎32－5104

○東消防署北分署　☎75－3333

国民年金のお知らせ

平成28年度国民年金保険料について

平成28年度の国民年金保険料は次のとおりです。

平成28年度国民年金保険料納付額表

	1か月分		6か月分		1年分		2年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
現金・クレジットカード（毎月定額）	16,260円	－	97,560円	－	195,120円	－	393,000円	－
現金・クレジットカード（前納）	－	－	96,770円	790円	191,660円	3,460円	－	－
口座振替(前納)	16,210円	50円	96,450円	1,110円	191,030円	4,090円	377,310円	15,690円

※口座振替での平成28年度分、1年前納・6か月(4月～9月)・2年前納のお申込みは2月末日で締め切りましたが、6か月(10月～3月)前納分の申込締切は8月末日ですのでご利用ください。
なお、1か月分前納については、随時申出できます。

※2年前納は平成28年4月～30年3月分です。なお、平成29年度は月額16,490円で計算しています。

※現金、クレジットカードによる2年前納はありません。

国民年金保険料学生納付特例申請について

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年の所得が次の計式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得のめやす】118万円＋(扶養親族等の数×38万円)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、3月下旬から4月始めに再申請のはがきが送られますので、引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上ご返送ください。

■お問合せ　住民課国保年金係(内線2134)、弘前年金事務所国民年金課　☎27－1339

広報ふじさき有料広告

地元だから安心!!　塗り替えは第二のマイホームづくりです。

㈲ 木村塗装

藤崎町大字西豊田三丁目２－４
TEL 75－5101　FAX 75－5102
代表取締役　木村　悦穂

TOTO　光触媒塗装（光が洗う壁）
旭硝子　フッ素塗装（最高級塗料）登録施工店　認定番号　G0102015
その他にも各種仕上材　お気軽にご相談ください。

1級技能士	4名
2級技能士	1名
2級建築施工技師	4名

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

後期高齢者医療保険料について

平成28年度の青森県後期高齢者医療保険料について

均等割額、所得割率および保険料の賦課限度額はこれまでと変わりません。

保険料の決まり方について

保険料の決まり方は左記のとおりです。

保険料(限度額57万円)

均等割額〔被保険者全員が納める額〕
(40,514円)

＋

所得割額〔所得に応じて納める額〕
{(前年の総所得金額等－33万円)×7.41%}

後期高齢者医療保険料の軽減措置について

保険料軽減措置は、判定基準を拡大して平成28年度も実施されます。

◆**所得が低い方の軽減**
同一世帯内の被保険者およびその世帯の世帯主の所得を合わせた合計所得に応じて、左記のとおり均等割額を軽減します。

世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下(その他の各種所得がない)	9割
33万円以下の方	8.5割
33万円＋(26万5千円×被保険者の数)以下(注1)	5割
33万円＋(48万円×被保険者の数)以下(注2)	2割

(注1)平成27年度は「33万円＋{26万円×被保険者の数}以下」
(注2)平成27年度は「33万円＋(47万円×被保険者の数)以下」

◆**所得割額の軽減**
基礎控除後の所得が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

◆**被用者保険の被扶養者であった方の軽減**
均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。
※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

平成28年度からの入院時に係る食事代について

医療機関を受診したときの、1か月当たりの医療費自己負担限度額と入院時の1食当たりの食事代は下表のとおりとなっています。なお、**平成28年4月からは所得区分が現役並みの方と一般の方は入院時の1食当たりの食事代が260円から360円**に変更されます。

■**お問合せ**
青森県後期高齢者医療広域連合
☎017－721－3821
住民課国保年金係
(内線2134)

所得区分	自己負担割合	自己負担限度額 外来(個人単位/月)	自己負担限度額 外来＋入院(世帯単位/月)	食事療養標準負担額 入院時の1食当たりの食事代
①現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費－267,000円)×1%※1	360円
②一般	1割	12,000円	44,400円	
③低所得者Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	210円(過去1年間の入院日数が90日以下)
				160円(過去1年間の入院日数が91日以上)※2
④低所得者Ⅰ	1割	8,000円	15,000円	100円

(※1)過去1年間の世帯単位での高額医療費の支給該当が4回目以降は44,400円となります。(多数該当)
(※2)国保年金係窓口にて、長期入院該当申請が必要となります。
・低所得者Ⅱは、世帯員全員が住民税非課税となっている方です。
・低所得者Ⅰは、世帯員全員が住民税非課税であり、世帯員全員の所得がすべて0円の方です。

広報ふじさき有料広告

常盤診療所
藤崎町常盤字富田21－6　☎0172－65－2210
～禁煙外来・往診・まき爪の治療も行っています～

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前8時30分～正午	○	○	○	○	○	○
午後2時～午後6時	○	○		○	○	

(日・祝日休診)

健診でからだからのお便りをチェック！
良い習慣の積み重ねで健康に。生活を見直し、健やかな毎日を送りましょう。
常勤の管理栄養士、健康運動指導士がお手伝いいたします。どうぞご相談ください。

こんにちは 国保係です

平成28年４月から国保が変わります！

紹介状なしで大病院を受診した場合、別途負担が義務化されます

平成28年４月から、紹介状なしで大病院(特定機能病院など)を受診した場合、原則として定額の別途負担が義務化されます。

初診だけでなく再診の場合でも、ほかの医療機関への文書による紹介を行ったにもかかわらず、大病院を再度受診した場合は定額の別途負担が求められます。

大病院は本来、より高度な専門医療を行う機関です。まずは地域のかかりつけのお医者さんにかかるようにしましょう。そのうえで、必要な場合には紹介状を書いてもらい、大病院にかかるようにしましょう。

住民税課税世帯の方の入院時食事代が260円から360円に変更されます

入院したときには、1食あたりの食事代として下表の標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担します。平成28年４月から住民税課税世帯の額が260円から360円に変更されます。

所得区分		1食あたりの食事代
・住民税課税世帯		360円
・住民税非課税世帯 ・低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
・低所得者Ⅰ		100円

※住民税課税世帯以外の方は変更ありません。

患者からの申出に基づく新たな保険外併用療養のしくみである「患者申出療養」制度が創設されます

国保の適用外の診療などを行う場合は、それに付随する保険適用の診療も含めて保険適用外になり、その全額を自己負担する仕組みになっています。ただし、一部の先進医療などについては保険外併用療養費制度として、保険適用部分の診療については保険適用が認められています。

平成28年４月から、保険適用外の最先端医療を、保険適用医療と併用する希望を臨床研究中核病院などに申し出て国に申請を行い、認められた場合、保険外併用療養と同様に保険適用部分の診療については保険適用が認められます。

これにより未認可の高度医療を受けられる可能性が増すことになります。一方で、高度医療であるために高額になりがちであるということも十分に理解・納得したうえで、患者申出療養をご利用ください。

保険税(料)の賦課限度額が引上げられます

平成28年度の保険税(料)の賦課限度額は次の表のとおりですが、この額を上限として各市町村で賦課限度額を定めます。

	平成27年度	平成28年度
医療保険分	52万円	54万円
後期高齢者支援金分	17万円	19万円
介護保険分	16万円	16万円
合計	85万円	89万円

■**お問合せ**
住民課国保年金係(内線2132、2133、2134)

5月 健康係カレンダー

満１歳のお誕生日を迎えたらMR(麻しん・風しん)の予防接種を受けましょう。
また、すこやか健診等の日程一覧表は、町ホームページに掲載しています。

すこやか健診

５月12日(木)【１歳６か月児健診】
- 対　象　H26年９月～10月生
- 受　付　13:00～13:15
- 場　所　町文化センター
- 内　容　身体計測、内科、歯科、栄養指導、歯科指導、保健指導
- 持ち物　母子手帳、問診票、バスタオル等

５月26日(木)【３歳児健診】

- 対　象　H24年９月～10月生
- 受　付　12:30～12:45
- 場　所　町文化センター
- 内　容　身体計測、内科、歯科、耳鼻科、視力、聴覚、尿検査、精神発達、栄養指導、保健指導
- 持ち物　母子手帳、問診票、バスタオル等

すこやか相談

５月11日(水)【10か月児健康相談】
- 対　象　H27年６月～７月生
- 受　付　9:30～9:45
- 場　所　町文化センター
- 内　容　身体計測、離乳食のお話・試食、生活リズムや発達のお話
- 持ち物　母子手帳、子どもノート、問診票、バスタオル等

※参加ご希望の方は7日前までにご連絡ください。

５月11日(水)【母子健康相談】
- 対　象　妊婦・生後３か月以上の乳幼児
- 受　付　10:00～11:00
- 場　所　町文化センター
- 内　容　妊娠中のアドバイス、乳幼児の身体計測、育児相談
- 持ち物　母子手帳、子どもノート、バスタオル等

健康相談

５月18日(水)【こころの健康相談】
- 時　間　9:00～12:00
- 場　所　藤崎老人福祉センター

５月13日(金)・20日(金)【傾聴サロン】
- 時　間　13:00～15:00
- 場　所　(13日)　藤崎老人福祉センター
　　(20日)　常盤老人福祉センター

■**お問合せ**　福祉課健康係(内線2121～2124)

No. 210

ふれあいライフ

生涯学習だより

平成27年度 藤崎いきいき生活大学閉講式

3月5日(土)、常盤生涯学習文化会館において「平成27年度藤崎いきいき生活大学閉講式」が開催され、受講者と関係者合わせて78名が出席しました。

式典において10名の方に修了証の授与と受講生の中で最も多く受講された五十嵐公子さんに精勤賞が授与されました。

その後、青森県文化財保護審議会長であり、藤崎いきいき生活大学「弘前城お引越し見学ツアー講座」講師の今井 二三夫氏を講師に迎え、「弘前城曳屋裏話」と題して記念講演が行われました。

平成28年度も様々な講座を予定していますので、皆様のご参加をお待ちしています。

平成28年度の藤崎いきいき生活大学講座内容については、5月広報でお知らせします。

◆お問合せ
生涯学習課
常盤生涯学習文化会館
☎65－3100

平成28年度 子育てなんでも相談

「なんでうちの子は…」「叱ってばかりの私の子育てって大丈夫?」「最近、子どもが話さなくなった…」など、子育てについてひとりで悩んでいませんか。

町教育委員会では、「子育てなんでも相談」を開設し、「子育て」「しつけ」や「学校関係」など子育てに関する相談に専門相談員(保健師・認定心理士)が応じます。

匿名相談もできますので、お気軽にご相談ください。

◆会　場

4月15日(金)	常盤生涯学習文化会館(音楽室)
5月20日(金)	町文化センター(会議室)
6月17日(金)	常盤生涯学習文化会館(音楽室)
7月15日(金)	町文化センター(会議室)
8月19日(金)	常盤生涯学習文化会館(音楽室)
9月16日(金)	町文化センター(会議室)
10月21日(金)	常盤生涯学習文化会館(音楽室)
11月18日(金)	町文化センター(会議室)
12月16日(金)	常盤生涯学習文化会館(音楽室)
1月20日(金)	町文化センター(会議室)
2月17日(金)	常盤生涯学習文化会館(音楽室)
3月17日(金)	町文化センター(会議室)

◆相談内容
子育ての悩み・生活習慣・発達や言葉の遅れ・学校関係・家庭教育・いじめ・非行等

◆対象者
幼児～高校生までの保護者等

※相談上の秘密は固く守ります。

◆日　時
月1回(第3金曜日)
午前10時～午後1時

◆相談方法
面接相談
(相談会場にて相談受付)
電話相談
(専用ダイヤルによる相談受付)
子育てなんでも相談専用ダイヤル
☎090－8252－3669
※専用ダイヤルによる相談受付は面接相談日時と同じです。

◆お問合せ
生涯学習課
常盤生涯学習文化会館
☎65－3100

紫柳社 川柳

二月例句会 入選作品抄 題「赤い」「嘘」「姿勢」

赤ワイン物識り顔の安ワイン　ちょちょじ
ピッカピカの一年生ですいい姿勢　田中さち子
初めての嘘は母に泣いて見せ
海岸を赤い絵にして日が沈み　清水 川魚
東京の生活故郷へ嘘も書き
初心な恋男が嘘でもて遊び
傘寿過ぎ男でいたい赤いシャツ　福井 藤人
慣れるまで嫁は正座を崩さない
両陛下膝折り笑いかけてくる　野呂 文坊
東大を目指す三浪くじけない　木村 羊川
嘘ばれて言訳呂律回らない
是々非々を曲げぬ男の土性骨
口紅の濃さを気にす昼下がり　田中さち子
いつからか自分の嘘を信じ込み
着慣れないスーツ姿の面接日
新しい家計簿すでに赤くなり　成田 波麻
オレオレと赤の他人が子に化ける
嘘ついて老人ホーム下見する
口紅を塗って網張る女郎蜘蛛　福井 朗風
嘘のない暮しに笑顔溢れてる
誠実な姿勢に人の輪が出来る
向う岸ばかり咲いてる赤い花　野呂 文坊
嘘少し混ぜてドラマが面白い
名人はほとんど姿勢崩さない
青空を忘れた子等のゲーム好き　田中さち子
ゲーム機に溺れ風の子見当たらず

出席者全員選 最高得点句

野呂 文坊

としょかんだより

藤崎町図書館
大夢
☎75－2288

◎最新着図書

☆一般図書

○「小さい農業で稼ぐコツ」　西田 栄喜‖著
○「飼料米・飼料イネ活用ガイドブック」　農文協‖編
○「呼出秀男の相撲ばなし」　山木 秀男‖著
○「公方様のお通り抜け」　西山 ガラシャ‖著
○「おしょりん」　藤岡 陽子‖著
○「永遠とは違う一日」　押切 もえ‖著
○「本屋稼業」　波多野 聖‖著
○「星宿る虫」　嶺里 俊介‖著
○「神の値段」　一色 さゆり‖著
○「軋む心」　ドナル・ライアン‖著
○「美味しい櫻」食べる桜・見る桜・知る桜　平出 眞‖編著

☆児童図書

○「ぞうさん」　まど みちお‖詩
○「おばけのスパルタカス」　ヒド・ファン・ヘネヒテン‖作・絵
○「てんきのいい日はつくしとり」　石川 えりこ‖さく・え
○「とびっきりのおむかえ」　ニコラ・チンクエッティ‖作
○「あかいかばんのひみつ」　エマ・アレン‖文
○「ショクパンのワルツ」　ながす みつき‖作

☆郷　土

○「岩木山の神と鬼」　畠山 篤‖著　ほか

※都合により、一部納期が遅れることがあります。

◎利用案内

町内在住者・在勤者など、どなたでも利用できます。町外の方への貸し出しは、青森県内図書館共通利用券が必要となります。

☆開館時間 … 午前9時～午後5時まで
☆貸出冊数・期間 … 一人3冊　14日間
☆休館日 … 毎週月曜日（第三日曜日の翌日は除く）
毎月第三日曜日、祝日、図書整理日(毎月末日等)
年末・年始（12月29日～1月3日）、蔵書点検期間
☆リクエスト … ご希望の本が館内にない場合は、町内在住者に限りリクエストできます。
☆予　約 … 館内所蔵の本で貸し出し中の場合、予約できます。
☆インターネット予約…まずは図書館窓口での申請が必要です。
☆返却ポスト…町文化センター、常盤ふるさと資料館あすかに新設置

◎藤崎町図書館 大夢(たいむ) 休館日

☆4月の休館日
4日(月)・11日(月)・17日(日)・25日(月)・28日(木)・29日(金・祝)
※4月28日(木)は図書整理のため休館させていただきます。
※休館日に図書返却する場合は、正面玄関脇の返却ポストをご利用ください。

◎おはなし会開催のおしらせ

☆定例おはなし会
●い　つ　4月9日(土)　午前10時～午前10時45分
●どこで　常盤生涯学習文化会館「児童室」
●おはなし　ときわっ子本の会
テーマ「さあ、春のおはなしは なにかな？」
おはなしの内容を覚えて、語り聞かせる手法(ストーリーテリング)でお話します。
●対　象　小学生、その他おはなしの好きな方
※始まりの時間に間に合わないと中に入れませんので、開始時間前までにおいでください。

☆定期おはなし会「おはなしのとびら」
●い　つ　4月16日(土)　午前10時～午前11時
●どこで　藤崎町図書館 児童室「よいこのくに」
●おはなしシェフ　わっこの会

テーマ：おはなしレストラン
「おべんと もって おはなみに」
「花さき山」ほか
メニューはいろいろ。さあ、おはなしのごちそう めしあがれ。
●対　象　幼児・児童(保護者含む)
※どなたでも参加できます。どうぞお気軽にお越しください。

◎子ども読書の日特別企画

本が1日限定で5冊借りられます！
子ども読書の日4月23日（土）1日限定

◎こどもの読書週間企画

☆『わくわく♪ドキドキ★ おはなし ガチャ本(ポン)』
～大夢(タイム)カプセルで豆本ゲット!!～
○い　つ　4月23日(土)～ 図書貸出時 ※なくなりしだい終了
○どこで　藤崎町図書館　受付
○対　象　乳幼児・小学生（お一人様、1日1回）
本を借りると豆本が入ったガチャガチャを回せるよ！

☆『赤ちゃんからの絵本展』
期間：4月23日(土)～5月12日(木)
図書館では赤ちゃんから楽しめる本を展示・貸し出しします。見て触って、児童室内で読み聞かせができます。ぜひ、お子様連れでご来館ください。
☆『日本絵本賞』および『絵本屋さん大賞』特集
期間：4月1日（金）～5月12日（木）
今年度は新しく『第21回 日本絵本賞』および『第8回 絵本屋さん大賞』特集を開催しています。受賞作・候補作を取り揃えていますので、この機会にぜひご利用ください。

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃改正のお知らせ

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃が平成28年4月1日より改正になります。

工賃額については、すべての品目・工程(男子既製服2品目25工程、婦人既製服5品目36工程)において、それぞれ1～8円引き上げられます。

詳しくは、青森労働局ホームページ(http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)をご覧ください。

【お問合せ】
青森労働局労働基準部賃金室
☎017－734－4114

土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を受付します

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり受付します。

◆**縦覧期間**
4月1日(金)～5月31日(火)
午前8時15分～午後5時
※水曜日は午後6時30分まで
※土・日・祝日は除く

◆**縦覧場所**
税務課固定資産税係

【お問合せ】
税務課固定資産税係
(内線2102～2104)

「津軽の名人・達人バンク」をご存知ですか

「津軽の名人・達人バンク」は、津軽地域の文化や芸術、スポーツ、レクリエーション活動など、みなさまの生涯学習に役立つ一芸に秀でた方々を登録しています。

これまでに、各種学校・施設・団体、サークル等が利用しています。

「集会のイベントをどうしよう」という時などにバンクをご利用しませんか。

◆**ご利用方法**

「名人・達人バンク登録者名簿」は各市町村の担当課窓口、津軽広域連合窓口・ホームページ(http://tsugarukoiki.jp/)でご覧になれます。

登録者に連絡をとり、指導内容等をご確認の上、依頼してください。

◆**講師活用事業を実施しています**

「津軽の名人・達人バンク」ご利用にかかる経費の一部を、当広域連合が講師謝礼として講師にお支払いします。対象は、当広域連合圏域内にある学校や児童施設、福祉施設、サークル等の団体です。

利用をご希望の方は、ホームページの利用申込書をダウンロードして、必要事項をご記入の上、申込先まで郵送してください。(限度額に達するまで先着順に受付しますので、お早めにお申込みください)

◆**「津軽の名人・達人」になるには**

当広域連合圏域内にお住まいで、地域のために自分の知識や特技を役立てたいとお考えの方なら誰でも「津軽の名人・達人バンク」に登録することができます。資格・基準の制約はありません。

登録申込書をホームページからダウンロードして、必要事項を記入の上、お問合せまでメールまたは郵便でお送りください。

【申込・お問合せ】
〒036－8003
弘前市大字駅前町9番地20
(ヒロロ3階)
津軽広域連合
「津軽の名人・達人バンク」係
☎31－1201
Eメール tsugarukoiki09@hi-it.jp
津軽広域連合・ホームページ
(http://tsugarukoiki.jp/)

住民課環境係のお知らせ

◆**ごみ収集日程表**

藤崎地区のごみ収集日程表は、3月15日発行の広報お知らせ号とともに毎戸配布していますが、届いていない場合は、お手数でも住民課環境係までお越しください。

◆**し尿汲み取り収集連絡先**

藤崎地区
株式会社 津軽衛生公社
☎37－3338

常盤地区
田舎館衛生社
☎65－2229

【お問合せ】
住民課環境係(内線2137)

平成28年度藤崎町朝野球大会参加チーム募集

◆**参加資格**
12人以上で編成したチーム
※町内外を問わず

◆**参加料**
1チーム 25000円
(申込時に納入)

◆**申込締切** 4月15日(金)厳守

【申込・お問合せ】
スポーツプラザ藤崎(小杉)
☎75－3323

農地の借受・貸付希望者の受付中

公益社団法人あおもり農林業支援センターでは、農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。

この事業は、経営規模の縮小を検討する貸付希望者(出し手)から機構(支援センター)が農地を借り入れ、規模拡大したい借受希望者(受け手)に、まとまった農地を貸し付けるものです。

借受希望者(受け手)は事前の応募が必要で、申込みは機構(支援センター)のほか、役場農政課窓口で受け付けています。

また、農地を機構に貸したい貸付希望者(出し手)についても同様に受け付けていますので、お気軽にお問合せください。

【お問合せ】
農政課農政係(内線2245)
公益社団法人あおもり農林業支援センター
☎017－773－3131

『広報ふじさき』に広告を掲載しませんか

町内の各世帯に配布される広報紙をご活用ください

広告の規格・掲載料等（1回あたり）

- 1号広告（縦45mm×横83mm） 5,000円
- 2号広告（縦45mm×横170mm） 10,000円
- 3号広告（縦100mm×横170mm） 20,000円

広告申込は、企業、個人事業主または団体となります。
☆お問合せ 企画財政課企画係(内線2224)

平成28年度
藤崎いきいき生活大学開講式

「藤崎いきいき生活大学」開講式を次のとおり開催します。
どなたでも入場できますので、皆様お誘い合わせの上おいでください。

◆日　時　5月14日(土)午前10時
◆場　所　町文化センター　3階　多目的ホール
◆内　容
　○第1部　藤崎いきいき生活大学開講式式典
　○第2部　記念講演
　　演題　「人生の恩返し　～おらだば 山さ恩返し～　」
　　講師　(社)日本山岳ガイド協会認定登山ガイド
　　　(株)ツガルサイコー　商品開発部長
　　　米坂　恵子（米(よね)ちゃん）
　　※RABラジオ「HOT・弘前」に出演中　（土曜日午後4時～）

【プロフィール】
廃校になった学校を利用して開設した「お山のおもしえ学校（黒石市）」の登山ガイド。津軽弁を交えた明るく楽しいトレッキングをはじめ、登山に関するコラム掲載など、登山ガイドとして地域活性化に尽力されています。

◆お問合せ　生涯学習課・常盤生涯学習文化会館
☎65－3100

町の人口と世帯数

	2月29日現在	前月比
人口 男	7,210人	±0
女	8,242人	＋2
合計	15,452人	＋2
世帯	5,885世帯	－1

4月の町税等の納期

納期限は5月2日(月)です

●軽自動車税

県内の交通事故概況

（2月29日現在）

	2月中	前年比	年間累計	前年比
件数	303件	＋12	680件	＋25
死者	0人	－3	4人	－4
傷者	367人	－5	825人	－26

戸籍の窓　2月届出分

お誕生おめでとうございます　（）内保護者

みつや	成田	琥珀(貴明)
吉向	高谷	奏希(晃弘)
西豊田二	田中	陽菜(滉規)
林崎	成田	都来(耕亮)
三ツ屋	中山	颯太(龍治)
三ツ屋	中山	慶太(龍治)
藤越	田沢	琥珀(雄大)
小学校通り	兼平	昂(和徳)
常盤	石動	嵩(良太)
榊	髙木	莉佳(健太郎)

お悔やみ申しあげます

水沼	吉田	文雄(90)
亀田	香取	敏子(63)
小学校通り	小笠原	幸一(83)
朝日町	二唐	清一(86)
木挽町	藤本	春男(84)
中島	金澤	満造(87)
伝馬	佐藤	敬一(87)
みつや	兵藤	新一(65)
中野目	吉田	瑞穂(78)
緑町	成田	金明(66)
福左内	佐藤	勉(68)

※この欄に載せたくない方は、届出の時に窓口に申し出てください。

藤崎町の魅力を紹介する観光ウェブサイトが完成！みなさまぜひご覧ください！

1日3食、野菜を食べよう！

ふじさキッチン

■お問合せ　福祉課健康係（内線2122）

にらは通年出回っていて旬が無いようにも感じますが、最もおいしいのは春です。春の出始めの葉は柔らかくて香りも強く、とてもおいしいです。選ぶ際には、葉の緑色が濃く、艶があり、根元の切り口が新しいものを選びましょう。葉は折れるとそこから傷み始めるので折れた葉が無いものを選んでください。

にらはネギ科の野菜で、香りの成分はにんにくに含まれているのと同じアリシンです。これは免疫力を高め、がんの予防にも効果があるとされています。また、βカロテン、ビタミンC・Eもたくさん含まれ、抗酸化作用があり、動脈硬化の予防や老化防止などにも効果的とされています。

旬を味わう「ささっとにらたま」

■材料（２人分）

にら	１束(100g)
卵	２個
ツナ缶詰（油漬け）	小１缶(70g)
梅肉	大さじ１／２(８g)

■作り方

①にらは 3cm 長さに切る。
②卵を溶きほぐしておく。
③梅干しの種を除き、みじん切りにする。
④フライパンに缶詰の油を熱してにらを炒める。
⑤にらがしんなりしたら、ツナと梅肉を加えて均一に混ぜる。
⑥⑤に卵をまわし入れ、へらで大きくかき混ぜて半熟状に火を通したらできあがり。